

法務省人定第 2 2 号  
令和 2 年 3 月 3 1 日

法 務 省 保 護 局 長 殿  
地方更生保護委員会委員長 殿  
保 護 観 察 所 長 殿

法務省大臣官房人事課長  
( 公 印 省 略 )

保護観察所の職員の配置定員について（通達）

標記については、下記のとおりとし、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、本通達の施行に伴い、平成 3 1 年 3 月 2 9 日付け法務省人定第 1 9 号当職依命通達「保護観察所の職員の配置定員について」は、廃止します。

記

- 1 各保護観察所別の職員の配置定員は、別表のとおりとする。
- 2 保護観察所の支部の職員の配置定員は、別表に定める当該保護観察所の職員の配置定員の範囲内において、当該保護観察所長が別に定める。

別表 各保護観察所別の職員の配置定員

管轄地方更生 保護委員会名	保護観察所の名称	配 置 定 員 ( 人 )		
		行政職(一)	行政職(二)	合 計
北海道地方更生 保護委員会	札幌保護観察所	43		43
	函館保護観察所	12		12
	旭川保護観察所	19		19
	釧路保護観察所	17		17
	小 計	91		91
東北地方更生 保護委員会	青森保護観察所	16		16
	盛岡保護観察所	17		17
	仙台保護観察所	41		41
	秋田保護観察所	13		13
	山形保護観察所	12		12
	福島保護観察所	40		40
	小 計	139		139
関東地方更生 保護委員会	水戸保護観察所	33		33
	宇都宮保護観察所	23		23
	前橋保護観察所	20		20
	さいたま保護観察所	69		69
	千葉保護観察所	50		50
	東京保護観察所	181		181
	横浜保護観察所	75		75
	新潟保護観察所	21		21
	甲府保護観察所	14		14
	長野保護観察所	21		21
	静岡保護観察所	33		33
	小 計	540		540
中部地方更生 保護委員会	富山保護観察所	13		13
	金沢保護観察所	14		14
	福井保護観察所	12		12
	岐阜保護観察所	18		18
	名古屋保護観察所	73		73
	津保護観察所	17		17
	小 計	147		147
近畿地方更生 保護委員会	大津保護観察所	15		15
	京都保護観察所	29		29
	大阪保護観察所	111		111
	神戸保護観察所	54		54
	奈良保護観察所	14		14
	和歌山保護観察所	16		16
	小 計	239		239

管轄地方更生 保護委員会	保護観察所の名称	配 置 定 員 ( 人 )		
		行政職(一)	行政職(二)	合 計
中国地方更生 保護委員会	鳥取保護観察所	13		13
	松江保護観察所	12		12
	岡山保護観察所	22		22
	広島保護観察所	34		34
	山口保護観察所	17		17
	小 計	98		98
四国地方更生 保護委員会	徳島保護観察所	13		13
	高松保護観察所	21		21
	松山保護観察所	20		20
	高知保護観察所	15		15
	小 計	69		69
九州地方更生 保護委員会	福岡保護観察所	86	1	87
	佐賀保護観察所	13		13
	長崎保護観察所	20		20
	熊本保護観察所	20		20
	大分保護観察所	13		13
	宮崎保護観察所	14		14
	鹿児島保護観察所	20		20
	那覇保護観察所	24		24
小 計	210	1	211	
合 計	1,533	1	1,534	